

改正後

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第百三条の規定により、経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類は、次の表の上欄に掲げる特定計量器の種類について、下欄のとおり
の分類とする。

特定計量器の種類	特定計量器の分類
〔略〕	〔略〕
質量計	<p>電気式はかり（自動はかりを除く。） 手動天びん 等比皿手動はかり 棒はかり その他の手動はかり（等比皿手動はかりを除く皿手動はかり、棒はかりを除くさおはかり、懸垂式はかり及び台手動はかりを含む。） ばね式指示はかり 手動指示併用はかり その他の指示はかり ホツパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり</p>

改正前

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第百三条の規定により、経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類は、次の表の上欄に掲げる特定計量器の種類について、下欄のとおり
の分類とする。

特定計量器の種類	特定計量器の分類
〔略〕	〔略〕
質量計	<p>電気式はかり 手動天びん 等比皿手動はかり 棒はかり その他の手動はかり（等比皿手動はかりを除く皿手動はかり、棒はかりを除くさおはかり、懸垂式はかり及び台手動はかりを含む。） ばね式指示はかり 手動指示併用はかり その他の指示はかり</p> <p>〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]	
	[略]	その他の自動はかり 分銅 定量おもり 定量増おもり 自重計
	[略]	
	[略]	[新設] 分銅 定量おもり 定量増おもり 自重計